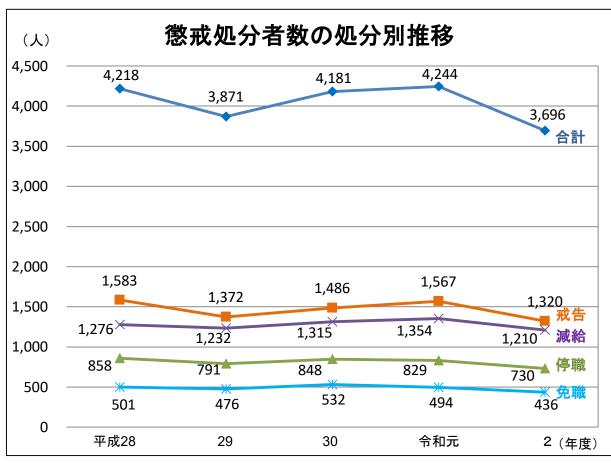
令和2年度地方公務員の懲戒処分者数等に関する調査結果(抄)

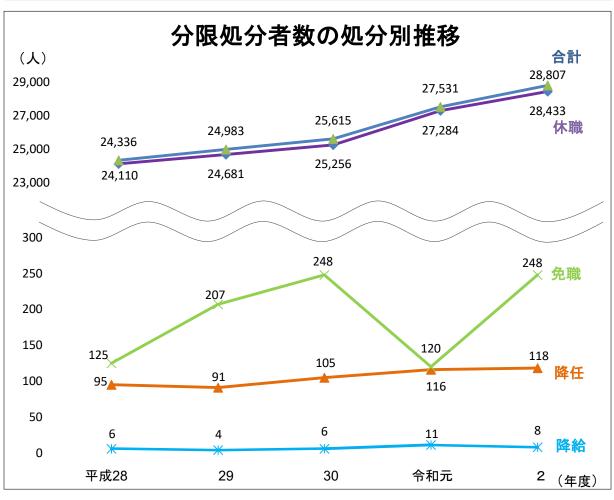
1.	懲戒	伽分	各类	የ ወነ	犬 沢
	がいか	ベニノゴ	\square	スマノコ	ノヘノノし

○ 令和2年度中に懲戒処分を受けた職員数は 3,696人 (対前年度比 ▲ 548人)				
 ○ 主な行為別の処分者数 「一般服務違反等関係」 1,692人 (対前年度比 ▲211人) (不適正な業務処理、勤務態度不良、非違行為等) 「交通事故・交通法規違反」 806人 (同 ▲139人) 				
(飲酒運転等) ・「公務外非行関係」 650人(同 ▲ 55人) (金銭関係の非行、傷害・暴行等) ・「監督責任」 376人(同 ▲109人)				
 ○ 種類別の処分者数 ・「免職」 436人 (対前年度比 ▲ 58人) ・「停職」 730人 (同 ▲ 99人) ・「減給」 1,210人 (同 ▲144人) ・「戒告」 1,320人 (同 ▲247人) 				

2. 分限処分者数の状況

0	令和2年度中に分限処分を受けた職員数は 28,807人 (対前年度比 +1,276人)
0	主な事由別の処分者数
	・「心身の故障の場合」 28,344人(対前年度比+1,158人)
0	種類別の処分者数
	「免職」 248人 (対前年度比 +128人)
	「降任」 118人 (同 + 2人)
	• 「休職」 28,433人 (同 +1,149人)
	うち心身の故障の場合による休職 28,278人 (対前年度比 +1,155人)
	「降給」8人同▲ 3人3人





3. 汚職事件の状況

- 事件件数 61件 (対前年度比 ▲26件)発生団体数 53団体(同 ▲21団体)当事者数 63人 (同 ▲26人)
- 汚職事件のうち 横領 35 件(対前年度比 ▲16 件) 収賄 8 件(同 ▲10 件)
 - ※ 両者を合わせると、汚職事件全体の約7割を占める。
- 部門別では 「教育」(14件、23.0%) 「総務」「衛生・環境・公害」「企画・開発」「商工」 (各7件、11.5%)など
 - ※ 教育は、公金等の取扱に関するもの等。
- 〇 態様別では

「公金等の取扱」 (23 件、37.7%) 「物品等の購入・役務の提供」(12 件、19.7%) など

- ※ 公金等の取扱の「公金等」には、学校徴収金等、外郭団体・所管団体の運営費等、 施設の使用料等がある。
- 〇 事件発生の主な要因(各項目内の選択肢で複数回答可)
 - ・監督の不十分:35件

(上司の指導・監督に対する認識不足、事務繁忙のため監督不十分等)

業務チェックの不備:52件

(監督・検査の形骸化、担当者による単独での事務等)

・職員としての資質の欠如:58件

(公金に対する自覚不足、金銭感覚の欠如等)